

伊方町週休2日確保工事の試行に関するQ&A

1 改正内容について

Q 令和8年4月1日施行の改正でどのように変わったのか。

A 週休2日確保工事の取り組み内容や労務費等の補正の見直しを行っています。

《週休2日確保工事の取り組み内容の見直し》

通期の4週6休及び4週7休を廃止し、新たに週単位、月単位の取り組みを追加しています。

- ①週単位の週休2日確保工事(週単位で週休2日)
- ②月単位の週休2日確保工事(月単位で4週8休)
- ③通期の週休2日確保工事(通期で4週8休)

《労務費等の補正の見直し》

通期(4週6休・4週7休・4週8休)を実施した際に行っていた労務費等の補正を廃止し、週単位及び月単位の週休2日確保工事を実施した場合のみ労務費等の補正を行います。

2 実施方法について

Q どの工事が週休2日確保工事の対象になるか。

A 入札公告又は指名通知に週休2日確保工事の対象の旨記載しています。また、設計図書に「週休2日確保工事に関する特記仕様書」を添付しています。週休2日確保工事の記載のないものまた、特記仕様書の添付の無い場合は対象外工事となります。

Q 現場閉所日の実績報告及び確認はどのように行えばよいか。

A 様式2の月間現場閉所(計画・報告)書に対する月間現場閉所(計画・報告)書を毎月提出してください。

また、現場閉所の確認に必要な資料の内容は、施工計画書に記載し、監督員から請求があった場合は、速やかに提出又は提示してください。

Q 月間現場閉所計画書は、初回提出時にまとめて工事期間の全体月分を提出してもよいか。

A まとめて提出していただいても結構です。ただし、月間現場閉所報告書は1月ごとに提出し報告してください。

Q 現場閉所率はどのように算出するのか。

A 現場閉所率＝現場閉所日÷対象期間日数×100
※小数1位(小数2位を四捨五入)

Q 原則として対象期間中の土曜日、日曜日は現場閉所としなければならないとあるが、祝日はどのように取り扱えばよいか。

A 祝日(土日を除く)は平日として取扱ってください。

Q 現場閉所の確認に必要な資料とはどのようなものか。

A 工事日報やKY活動日誌など、既存の資料で結構です。なお、施工計画書に確認方法を記載してください。

Q 現場閉所の確認に必要な資料が整備されていない場合は、どのように取り扱うか。

A 現場閉所日としては取扱いません。

Q 施工条件として、土日に作業をしないといけない場合の現場で、平日2日を現場閉所として週休2日を目指しても良いか。

A 問題ありません。

Q 週単位の週休2日確保工事を実施していたが、実施が困難になったので取り組み内容を変更したいが、どのようにすればよいか。

A 週単位から月単位もしくは通期へ変更する場合は工事打合簿に理由を記載し、監督員へ通知してください。(月単位から通期への変更も可能です。)

Q 通期の週休2日確保工事から週単位及び月単位の週休2日確保工事への変更や、月単位の週休2日確保工事から週単位の週休2日確保工事に変更することはできるのか。

A 今回の改正は、休日を計画的に取得し、労働環境の改善を図ることを目的としているため、工事途中又は工事の施工後に通期から週単位又は月単位及び、月単位から週単位への変更は認めません。



Q 週休2日確保工事の取り組みをやめたいがどのようにすればよいか。

A 工事打合簿に理由を記載し、監督員へ取りやめる旨を通知してください。

3 現場閉所日の振替について

Q 天候や緊急対応等により現場閉所日の振替をする場合、事前に発注者に通知は必要か。

A 事前の通知の必要はありません。月間現場閉所(計画・報告)書提出時に報告してください。ただし、週単位や月単位の実施に際して、振替日に疑義がある場合は、事前に監督員と協議を行ってください。

Q 振替日はいつでもよいか。

A 週休2日の取り組み内容によって振替可能な日が異なるため、以下の格取り組み状況の振替可能日を確認してください。

(週単位の週休2日)

・振替日が同一週のみ可能とします。

(月単位4週8休)

・振替日は当初休日の予定日と同一月内への振替を原則とします。月末等で困難な場合は、前後7日以内への振替も可能とします。

(通期の4週8休)

・工事着手日から工事完了日までの対象期間内であれば、いつでも構いません。

※降雨等で上記による振替が困難な場合は速やかに監督員と協議して振替日を決定してください。

3 対象期間について

Q 対象として取扱うことが適当でない期間とは。

A 以下の期間を想定しています。

・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

(例)現場の被災による1週間を超える応急復旧作業期間など

・準備期間及び後片付け期間中の正当な理由ない現場閉所期間

(例)理由なく現場施工に着手しない期間や現場施工完了後、意図的に後片付けに着手しない期間等

・監督員の指示に係る検討に想定外に要した期間

・他工事等との工程調整による不稼働期間

4 現場閉所について

Q 現場閉所として扱う現場管理上必要な作業とは。

A 巡回パトロール、保守点検、現場見学会、地元協議対応、災害対応や準備等で概ね半日程度の作業です。また、コンクリート打設に伴う養生作業のみを行う場合や、警察協議などにより交通誘導員のみを配置している日も現場閉所日として取扱います。

Q 現場代理人及び主任(監理)技術者や作業員が、当該工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いはどうなるか。

A 週休2日の達成については、当該工事現場での現場閉所率で判断します。

ただし、規程はしていませんが、本試行の趣旨をご理解いただき、作業員が週休2日を確保できるように努めてください。

Q 現場事務所以外で当該現場に関する内業を実施した場合、現場作業に該当するか。

A 現場事務所以外で行う内業は現場作業に該当しません。

Q 共通仕様書で定められている半日以上の時間を割いて行う安全訓練等のみを実施した日は、現場作業として取扱うか。

A 現場作業として取扱います。

Q 午後から悪天候のため現場閉所とし、午前中のみ作業を実施した場合は0.5日閉所として取扱うか。

A 原則として1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日閉所として取扱いません。この場合は、作業日として取扱います。

Q 週単位の週休2日確保工事で週休2日の達成判断はどのようにするのか。
(例えば9月10日(水)工事着手、完成10月23日(木)現場作業終了)

A 「月曜日から日曜日まで」を週単位の基本とします。

※具体例の9月10日(水)現場着手、10月23日(木)現場終了の場合、次ページのように週休2日の確認をします。

(1週目) 9月10日(水)～9月14日(日)で週休2日の確認

(2週目以降) 月曜日～日曜日(9月15日～10月19日の期間)で週休2日の確認

(最終週) 10月20日(月)～10月26日(日)で週休2日の確認

ただし、作業は終了しているが、最終週の土・日曜日(10月25日と26日)は現場閉所とみなします。

Q 月単位の週休2日確保工事で4週8休の達成判断はどのようにするのか。
(例:9月18日に工事着手した場合、ひと月の考え方は9月30日までか、10月18日までか。)

A 9月18日から工事着手した場合、9月30日までをひと月として週休2日の達成を確認します。その際達成の確認方法は28.5%で確認するのではなく、その期間の土日の合計数以上に現場閉所を行っている場合は達成したとみなします。なお、この考え方については工期末の場合も同様です。

Q 月単位の週休2日確保工事で暦上の土・日曜日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、月単位の現場閉所率はどうなるのか。(例 8日/31日=25.8%)

A その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなします。

5 費用の計上について

Q 週休2日の各取り組みを実施した際、費用の補正方法はどうか。

A 週単位又は月単位の週休2日確保工事の取り組みを実施した場合、受注者の取り組み状況に応じ、最終変更契約時に労務費等の補正分の費用を計上します。

通期の週休2日確保工事の取り組みを実施した場合、労務費等の費用の補正はありません。

6 その他

Q 週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなった場合、これを理由に工期延期は認められるか。

A 当初の工期は、土曜日・日曜日及び祝日のほか、雨天日等を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じた不測の日数については、従来どおり工期変更協議を行ってください。週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由だけでは工期延期は認められません。

Q 対象工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合あるいは達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A 週休2日を実施しなかった場合においてもペナルティはありません。